

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜六十 (略) 六十一 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール 一―三―イル」 (ナフトアレノール) メタノン及びその塩 類 六十二 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール 一―三―イル」 (四―メチルナフトアレノール) メタノン 及びその塩類 六十三〜九十二 (略)</p>	<p>(麻薬) 第一条 (略) 一〜六十 (略) (新設) (新設) 六十一〜九十 (略)</p>